

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

 セントポーリア愛の郷

ショートステイ

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

セントポーリア愛の郷ショートステイ 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(平成 19 年 4 月 1 日指定 事業所番号 第 2870903289 号)

当施設はご契約者に対して介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

□■目次■□

1	施設経営法人	2
2	ご利用施設	2
3	施設概要	2
4	事業の目的と運営方針	4
5	職員の配置状況	5
6	当施設が提供するサービスと利用料金	6
7	サービス提供における施設の義務	2 6
8	施設利用の留意事項	2 6
9	その他の施設ご利用に際して	2 7
10	サービス利用をやめる場合（契約の終了について）	2 8
11	利用の中止、変更、追加	2 9
12	事故発生時の対応	2 9
13	苦情の受付について	2 9

平成 25 年 5 月 25 日改正

平成 31 年 2 月 6 日改正

平成 25 年 9 月 1 日改正

令和元年 10 月 1 日改正

平成 26 年 2 月 1 日改正

令和 2 年 8 月 20 日改正

平成 26 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 8 月 1 日改正

平成 27 年 8 月 1 日改正

令和 3 年 12 月 16 日改正

平成 27 年 11 月 11 日改正

令和 4 年 10 月 1 日改正

平成 28 年 7 月 19 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

平成 29 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 6 月 1 日改正

平成 29 年 5 月 1 日改正

令和 6 年 8 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

令和 7 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 8 月 1 日改正

平成 30 年 12 月 1 日改正

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 緑峯会
 (2) 法人所在地 兵庫県西宮市山口町上山口 1584-1
 (3) 代表者氏名 理事長 北嶋 勇志
 (4) 電話番号 078-907-1165
 (5) 設立年月日 平成 17 年 12 月 8 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業
 (平成 19 年 4 月 1 日指定 事業所番号 2870903289 号)
 (2) 施設の名称 セントポーリア愛の郷 ショートステイ
 (3) 施設の所在地 兵庫県西宮市山口町上山口 1584-1
 (4) 施設長名 北嶋 勇志
 (5) 電話番号 078-907-1165
 (6) FAX 番号 078-907-1166
 (7) 開設年月日 平成 19 年 4 月 1 日
 (8) 入居定員 特養 110 名
 ショート 10 名
 (※事業所は特別養護老人ホーム セントポーリア愛の郷に併設されています。)

3. 施設概要

(1) 土地建物

建築面積	2,308.90 m ²
建物	鉄筋コンクリート造 地上 3 階 延床面積 6,091.42 m ²
敷地面積	8869.84 m ²

(2) 居室

居室の種類	数	備考
個室 (一人部屋)	10 室	洗面台、ベッド、トイレ、アコーデオンカーテン、遮光カーテン、エアコン、収納棚、テレビ

(3) 居室・食堂・機能訓練等の面積

居室	1 室あたりの最大定員	1 人
	利用者 1 人あたりの最小床面積	13.25 m ²
食堂と機能訓練室の合計面積		415.23 m ²
廊下	片廊下の幅	1.8m
	中廊下の幅	2.7m

(4) 主な設備

設備の種類	数	備考（主な設備器具）
食堂・居間	12 室	冷蔵庫・IH・電子レンジ
特別浴槽浴室	1 室	車椅子浴槽・寝台浴槽
個人浴室	12 室	個別浴槽
医務室	1 室	
機能訓練室	1 室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、短期入所生活介護事業に必要な義務づけされている施設・設備の概要です。

(5) 事業実施地域及び営業時間

- ① 西宮市（国道 2 号線より以北）
芦屋市（国道 2 号線より以北）
三田市（県道 316 号線より以南 国道 176 号線より以西）
宝塚市（中国自動車道より以南）
神戸市北区
- ② 営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
- ③ 原則として日曜日・祝日の送迎はおこなっておりません。ただし、行事開催時は送迎を行います。

※積雪、台風などの悪天候、その他交通事情により送迎できない場合があります。

(6) 施設の周辺環境

閑静な住宅街と、豊かな緑に囲まれた、穏やかで、心安らぐ大変環境の良い場所となっております。

(7) 交通手段

『お車でお越しの際』

●中国自動車道西宮北 IC より 1.8km

県道 15 号線岡場交差点を東へ、3 つ目の信号を右折、S 字カーブを上ってつるやカントリークラブ西宮北コース入口の手前を右折する。

●阪神高速 7 号北神戸線西宮山口南出入口より 1.3km

『電車でお越しの際』

●神戸電鉄三田線岡場駅からバスで 5 分

神鉄岡場駅 阪急バス停留所 44 系統のうち西宮名塩行きのバスで、すみれ台 2 丁目バス停下車。徒歩 1 分。

●JR 福知山線西宮名塩駅からバスで 30 分

JR 西宮名塩駅 阪急バス停留所 43、44、73 系統のうち、山口営業所前行きのバスで、すみれ台 2 丁目バス停下車。徒歩 1 分。

●阪急西宮北口駅からさくらやまなみバスで約 60 分

阪急西宮北口駅 阪急バス停留所 名来・有馬系統行き
さくらやまなみバスですみれ台 2 丁目バス停下車。徒歩 1 分。

- (8) 一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会が実施するサービス評価事業の実施の有無
実施有り
評価実施日：平成 21 年 12 月 11 日
公表状況：平成 21 年度特別養護老人ホームサービス評価事業報告書を 1 階地域交流
ラウンジに置いております。
- (9) 福祉サービス第三者評価事業の実施の有無
実施無し

4. 事業の目的と運営方針

(1) 事業目的

- 私たちはご利用者の人権を尊び、真心をこめて満足していただける福祉サービスを提供します
- 私たちは、老人を含めたさまざまな人たちが、人それぞれに能力の違いがあることを、ありのままの姿で受け止め、支えあい助け合いながら豊かな人生を送ることを心から願います
- 私たちは、多くの人との関わりの中で、人生を豊かにし、潤いを与えると同時に、お互いに必要とし必要とされることに喜びを感じられる社会を心から願います
- 私たちは、知りえた専門知識を実践し、私たちにできる能力を最大限に発揮し、一人ひとりの尊厳を守り、地域と協力し、暖かい日々の交流の中で生きがいを感じ、全ての人たちの優しい微笑のある、安らかな生活を育む人間中心の福祉文化の創造に努めます
- 地域のニーズに根ざした運営を行うと共に、福祉教育の場を提供し、次代を担う人的資産を開発し、実践のできる場を提供し、地域に開かれた施設として、地域と共に福祉の時代を創造します
- 私たちは、福祉の専門家集団として日々勉強を続け、「今日よりも明日の自分をもっと素晴らしい」を合言葉に、新たな知識と技術を習得し、今までを継続するのではなく、現状を否定し、新たな成長を続ける福祉の心を実践します
- 私たちの力はささやかで限りがありますが、一人ひとりの小さな愛のネットワークによって支えられたセントポーリアの可憐な花を「愛の郷」一面に咲かせます

(2) 施設運営の方針

【利用される人たちへの満足いくサービスを提供する】

- 生活する上で、安全で快適な、しかも丁寧なサービスを提供します
- 利用される人とその家族の思いを大切に、利用される人がしてほしいサービスを行います
- いつも愛されるスタッフであり続ける努力をします

【事業の運営においてはオープンな施設を目指す】

- 満足いくサービスを行うための適切な人員配置をします
- スタッフの人材育成のための研修を行います
- 危機管理意識を持って運営します
- 苦情相談窓口を設置します
- 情報公開を行います
- 第3者評価を推進します

5. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員配置を設置しています。(職員の定数は特別養護老人ホーム含む)

職 種	職員数
1. 施設長	1名
2. 事務長	1名
3. 生活相談員	2名以上
4. 介護職員	37名以上
5. 看護職員	3名以上
6. 医師	1名
7. 管理栄養士	1名

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を満たしています。

(1) 施設長 (管理者)

施設の業務を統括する。

(2) 事務長

施設長に事故のあるときは、事務長が施設長の職務を代行する。

(3) 生活相談員

ご利用者の入退居、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。

(4) 介護職員

ご利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

(5) 看護職員

ご利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。

(6) 医師

ご入居者の健康管理を行います。

(7) (管理) 栄養士

給食管理、ご利用者の栄養指導に従事する。

<主な職員の勤務体制>

職 種	勤務体制	
施設長	正規の勤務時間帯	8：30～17：30
事務長	正規の勤務時間帯	8：30～17：30
生活相談員	正規の勤務時間帯	8：30～17：30
介護職員	介護早出	7：30～16：30
	介護日勤	9：30～18：30
	介護遅出	11：45～20：45
	介護夜勤	16：30～ 9：30
看護職員	看護日勤①	8：00～17：00
	看護日勤	8：30～17：30
	看護遅出	10：00～19：00
介護支援専門員	正規の勤務時間帯	8：30～17：30
管理栄養士	正規の勤務時間帯	8：30～17：30

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料金が介護保険から給付される場合 ・ 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険利用料の7割、8割、又は9割が介護保険から給付されます。

サービスの概要

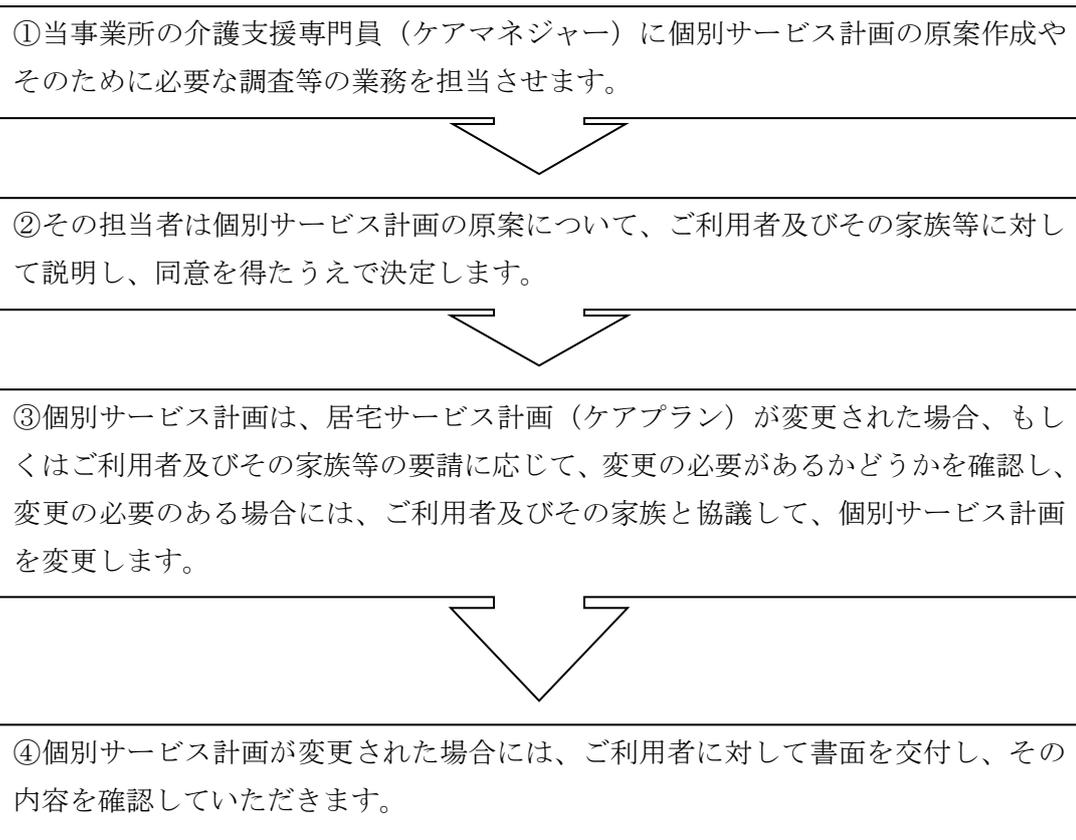
(1) 施設利用対象者

- ①当施設をご利用できるのは、原則として介護保険制度における要介護度認定の結果、「要支援」・「要介護」と認定された方が対象となります。ただし、ご利用時において「要支援」・「要介護」の認定を受けておられるご利用者であっても、将来「要支援」・「要介護」状態でなくなった場合には、ご利用できなくなります。
- ②ご利用契約の締結前に、施設から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。このような場合には、ご利用者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

(2) 契約締結からサービス提供までの流れ

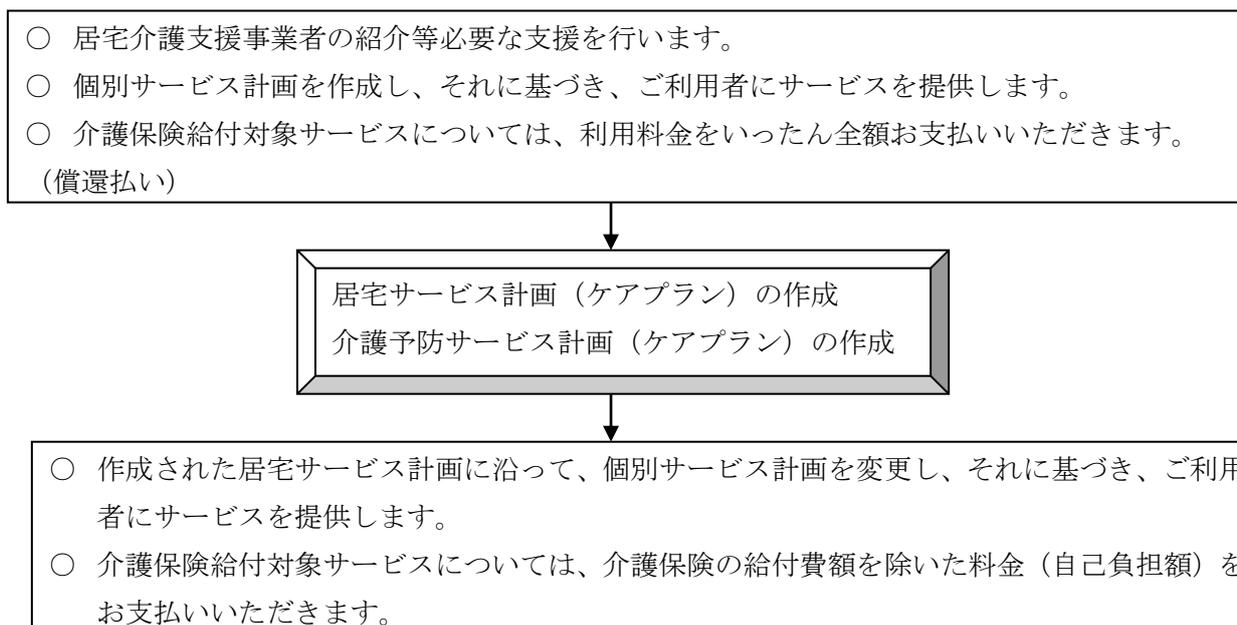
ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」もしくは、「介護予防サービス計画（ケアプラン）」がある場合

にはその内容を踏まえ、契約締結後作成する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に係る介護計画（以下「個別サービス計画という。」）に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



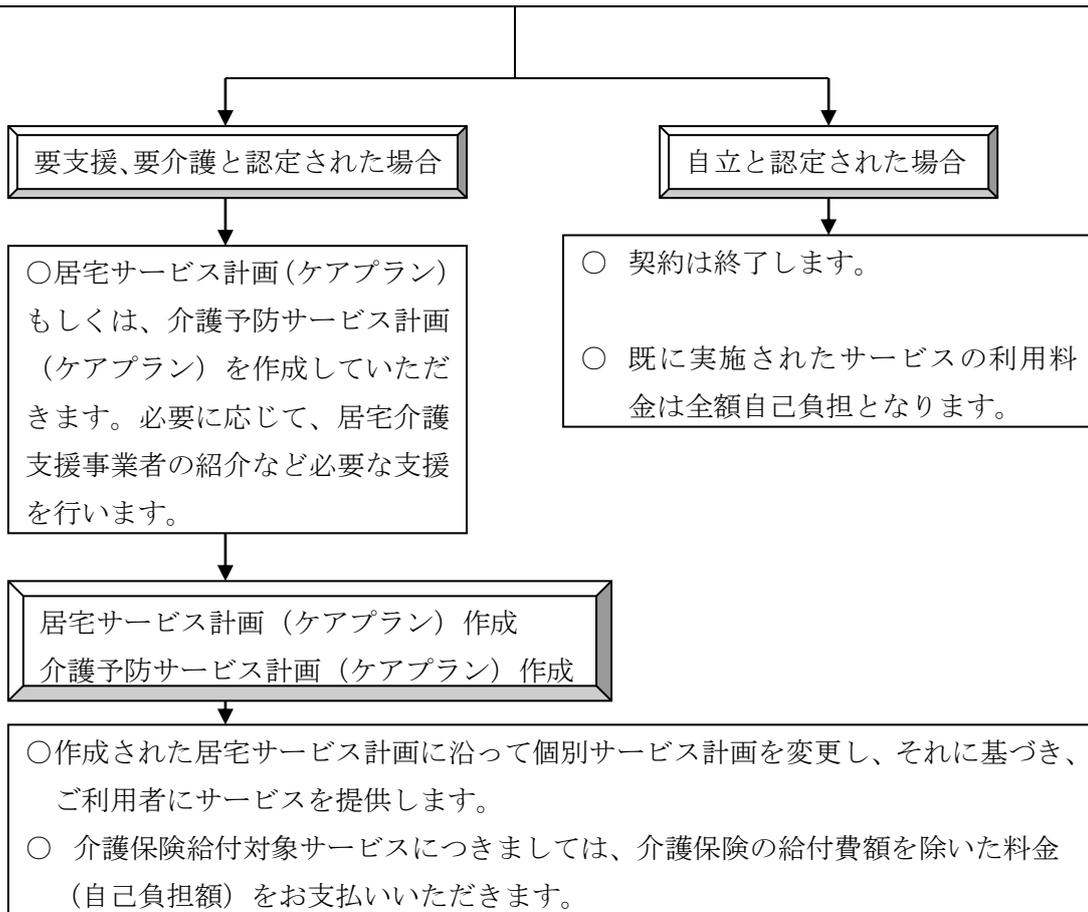
(3) 「居宅サービス計画（ケアプラン）」もしくは「介護予防サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れ

1. 要支援・要介護認定をうけている場合



2. 要支援・要介護認定を受けていない場合（認定を申請されている方に対して）

- 個別サービス計画を作成し、それに基づきサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払い頂きます。



(4) 食事

- ・ 管理栄養士の立てる献立表により、ご利用者の心身状況、栄養と嗜好を考慮して食事を提供します。
- ・ ご利用者の自立支援のため、食事はできるだけ離床して食べていただけるように考慮します。

【食事時間】

朝食 : 8:30～ 昼食 : 12:30～ 夕食 : 18:00～
おやつ : 15:00～

(5) 入浴

- ・ 入浴又は清拭を3泊4日までは1回、4泊5日から6泊7日までは2回、それ以上は週2回行います。
- ・ 機械浴槽を使用して入浴することができます。

(6) 排泄

- ・ ご利用者の状況に応じて、適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に向けて適切な援助を行います。

(7) 離床・着替え・整容等

- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。その際、安息タイムを設けるなど、過度の離床にならないように配慮します。

- ・ 生活リズムを考慮し、朝夕着替えを行うように配慮します。
- ・ 定期のリネン交換は週1度行い、汚れ物の交換は随時行います。

(8) 健康管理

- ・ 体調不良などの場合は、適宜受診の手配を行い、緊急時に責任をもって対応します。
- ・ 入院が必要な場合は、協力医療機関に協力していただきます。

(9) 相談・援助

- ・ 当施設は、ご利用者及び、そのご家族から、ご利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(10) 社会生活上の便宜

- ・ 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活が心豊かで実りのあるものとするために、適宜レクリエーション行事を企画します。

【短期入所生活介護利用料金】（1日あたり）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護に応じたサービス利用料金から介護保険給付を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービス利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

○ 基本サービス費

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 7,624円	要介護2 8,360円	要介護3 9,173円	要介護4 9,941円	要介護5 10,689円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,861円	7,524円	8,255円	8,946円	9,620円
3. サービス利用料に係る自己負担額（1-2）	763円	836円	918円	995円	1,069円

【食費に係る負担額】

段階	朝食	昼食	夕食	1日食費
第1,第2,第3段階	295円	575円	575円	1,445円
第4段階	380円	780円	720円	1,880円

上記金額は1食あたりの料金です。ただし食費について介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日あたりの上限料金となります。

利用者負担段階	食費
第3段階②	1,300円
第3段階①	1,000円
第2段階	600円
第1段階	300円

【居住費に係る負担額（1日あたり）】

第4段階	2,066円
第3段階②	1,370円
第3段階①	1,370円
第2段階	880円
第1段階	880円

- ご家族様が希望された場合下記のお食事代を頂きます。

（朝食 380円・昼食 780円・夕食 720円）

- ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合は、契約が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額を変更します。

□ 生活相談員配置等加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	140 円	生活相談員を1名以上配置し、地域に貢献する活動を行っている場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	126 円	
3.自己負担額 (1-2)	14 円	

□ 機能訓練体制加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	129 円	常勤の理学療法士等を1名以上配置し、常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	116 円	
3.自己負担額 (1-2)	13 円	

□ 個別機能訓練加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	606 円	常勤の理学療法士等を1名以上配置し、個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を提供している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	545 円	
3.自己負担額 (1-2)	61 円	

□ 医療連携強化加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	628 円	看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定しており、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っている場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	565 円	
3.自己負担額 (1-2)	63 円	

□ 緊急短期入所受入加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	974 円	計画的に行う事になっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	876 円	
3.自己負担額 (1-2)	98 円	

□ 若年性認知症受入加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	1,299 円	若年性認知症利用者に対して個別に担当者を決め、短期生活介護を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,169 円	
3.自己負担額 (1-2)	130 円	

□ 認知症緊急対応加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	2,166 円	緊急に短期入所生活介護が必要であると医師が判断し、利用した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,949 円	
3.自己負担額 (1-2)	217 円	

□ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日あたり）

1.サービス利用料金	32 円	介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であり、専門的な認知症ケアを実施している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	28 円	
3.自己負担額（1-2）	4 円	

□ 認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日あたり）

1.サービス利用料金	43 円	認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件に加え、認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	38 円	
3.自己負担額（1-2）	5 円	

□ 夜勤職員配置加算（Ⅱ）（1日あたり）

1.サービス利用料金	194 円	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1名以上上回って配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	174 円	
3.自己負担額（1-2）	20 円	

□ 夜勤職員配置加算（Ⅳ）（1日あたり）

1.サービス利用料金	216 円	夜勤を行う介護職員又は看護職員で喀痰吸引が行える者を1名以上配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	194 円	
3.自己負担額（1-2）	22 円	

□ 看護体制加算（Ⅰ）（1日あたり）

1.サービス利用料金	43 円	常勤の看護師を1名以上配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	38 円	
3.自己負担額（1-2）	5 円	

□ 看護体制加算（Ⅱ）（1日あたり）

1.サービス利用料金	86 円	当該施設の看護職員より、24時間の連絡体制を確保している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	77 円	
3.自己負担額（1-2）	9 円	

□ 看護体制加算（Ⅲ1）（1日あたり）

1.サービス利用料金	129 円	看護体制加算（Ⅰ）の要件を満たしており、かつ当該施設の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者が占める割合が100分の70以上である場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	116 円	
3.自己負担額（1-2）	13 円	

□ 看護体制加算 (IV 1)

(1日あたり)

1.サービス利用料金	249 円	看護体制加算 (II) の要件を満たしており、かつ当該施設の利用者の総数のうち、要介護 3 以上の利用者が占める割合が 100 分の 70 以上である場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	224 円	
3.自己負担額 (1-2)	25 円	

□ サービス提供体制加算 (I)

(1日あたり)

1.サービス利用料金	238 円	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が 80%以上、又は勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上の場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	214 円	
3.自己負担額 (1-2)	24 円	

□ 生産性向上推進体制加算 1 (1月あたり)

1.サービス利用料金	1,083 円	2 の要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、算定要件を満たす場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	974 円	
3.自己負担額 (1-2)	109 円	

□ 生産性向上推進体制加算 2 (1月あたり)

1.サービス利用料金	108 円	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入しており、その他算定要件を満たした場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	97 円	
3.自己負担額 (1-2)	11 円	

□ 送迎加算

(片道につき)

1.サービス利用料金	1,992 円	利用者の心身の状態、家族等の事情等から送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して送迎を行う場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,792 円	
3.自己負担額 (1-2)	200 円	

(※送迎の最短時間を考慮して高速道路や有料道路などの料金が発生する地域には、別途料金をいただきます。)

□ 療養食加算

(1回あたり)

1.サービス利用料金	86 円	利用者の病状等に応じて、主治医の医師より疾患治療の直接手段として療養食が提供された場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	77 円	
3.自己負担額 (1-2)	9 円	

□ 長期利用者提供減算

(1日あたり)

1.サービス利用料金	△324 円	連続して 30 日を超えてショートステイを利用する場合に生じる減算。
2.保険から給付される金額	△291 円	
3.自己負担額 (1-2)	△33 円	

□ 介護職員等処遇改善加算 I

1. サービス利用料金	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	3つあった処遇改善加算を一本化するために創設された加算。
2. 自己負担額	個人の利用単位数の14%の1割	

(1ヶ月ご利用の所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定)

○ 連続 61 日以上短期入所生活介護を行った場合

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	7,256 円	8,014 円	8,826 円	9,595 円	10,342 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,530 円	7,212 円	7,943 円	8,635 円	9,307 円
3. サービス利用料に係る自己負担額 (1-2)	726 円	802 円	883 円	960 円	1,035 円

【短期入所生活介護利用料金】（1日あたり）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護に応じたサービス利用料金から介護保険給付を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービス利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

○ 基本サービス費

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 7,624円	要介護2 8,360円	要介護3 9,173円	要介護4 9,941円	要介護5 10,689円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,099円	6,688円	7,338円	7,952円	8,551円
3. サービス利用料に係る自己負担額（1-2）	1,525円	1,672円	1,835円	1,989円	2,138円

【食費に係る負担額】

段階	朝食	昼食	夕食	1日食費
第1,第2,第3段階	295円	575円	575円	1,445円
第4段階	380円	780円	720円	1,880円

上記金額は1食あたりの料金です。ただし食費について介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日あたりの上限料金となります。

利用者負担段階	食費
第3段階②	1,300円
第3段階①	1,000円
第2段階	600円
第1段階	300円

【居住費に係る負担額（1日あたり）】

第4段階	2,066円
第3段階②	1,370円
第3段階①	1,370円
第2段階	880円
第1段階	880円

- ご家族様が希望された場合下記のお食事代を頂きます。
（朝食 380円・昼食 780円・夕食 720円）
- ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合は、契約が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額を変更します。

□ 生活相談員配置等加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	140 円	生活相談員を1名以上配置し、地域に貢献する活動を行っている場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	112 円	
3.自己負担額 (1-2)	28 円	

□ 機能訓練体制加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	129 円	常勤の理学療法士等を1名以上配置し、常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	103 円	
3.自己負担額 (1-2)	26 円	

□ 個別機能訓練加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	606 円	常勤の理学療法士等を1名以上配置し、個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を提供している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	484 円	
3.自己負担額 (1-2)	122 円	

□ 医療連携強化加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	628 円	看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定しており、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っている場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	502 円	
3.自己負担額 (1-2)	126 円	

□ 緊急短期入所受入加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	974 円	計画的に行う事になっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	779 円	
3.自己負担額 (1-2)	195 円	

□ 若年性認知症受入加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	1,299 円	若年性認知症利用者に対して個別に担当者を決め、短期生活介護を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,039 円	
3.自己負担額 (1-2)	260 円	

□ 認知症緊急対応加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	2,166 円	緊急に短期入所生活介護が必要であると医師が判断し、利用した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,732 円	
3.自己負担額 (1-2)	434 円	

□ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） (1日あたり)

1.サービス利用料金	32 円	介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であり、専門的な認知症ケアを実施している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	25 円	
3.自己負担額（1-2）	7 円	

□ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） (1日あたり)

1.サービス利用料金	43 円	認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件に加え、認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	34 円	
3.自己負担額（1-2）	9 円	

□ 夜勤職員配置加算（Ⅱ） (1日あたり)

1.サービス利用料金	194 円	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1名以上上回って配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	155 円	
3.自己負担額（1-2）	39 円	

□ 夜勤職員配置加算（Ⅳ） (1日あたり)

1.サービス利用料金	216 円	夜勤を行う介護職員又は看護職員で喀痰吸引が行える者を1名以上配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	172 円	
3.自己負担額（1-2）	44 円	

□ 看護体制加算（Ⅰ） (1日あたり)

1.サービス利用料金	43 円	常勤の看護師を1名以上配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	34 円	
3.自己負担額（1-2）	9 円	

□ 看護体制加算（Ⅱ） (1日あたり)

1.サービス利用料金	86 円	当該施設の看護職員より、24時間の連絡体制を確保している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	68 円	
3.自己負担額（1-2）	18 円	

□ 看護体制加算（Ⅲ 1） (1日あたり)

1.サービス利用料金	129 円	看護体制加算（Ⅰ）の要件を満たしており、かつ当該施設の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者が占める割合が100分の70以上である場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	103 円	
3.自己負担額（1-2）	26 円	

□ 看護体制加算（Ⅳ 1）

（1日あたり）

1.サービス利用料金	249 円	看護体制加算（Ⅱ）の要件を満たしており、かつ当該施設の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者が占める割合が100分の70以上である場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	199 円	
3.自己負担額（1-2）	50 円	

□ サービス提供体制加算（Ⅰ）

（1日あたり）

1.サービス利用料金	238 円	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	190 円	
3.自己負担額（1-2）	48 円	

□ 生産性向上推進体制加算 1（1月あたり）

1.サービス利用料金	1,083 円	2の要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、算定要件を満たす場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	866 円	
3.自己負担額（1-2）	217 円	

□ 生産性向上推進体制加算 2（1月あたり）

1.サービス利用料金	108 円	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入しており、その他算定要件を満たした場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	86 円	
3.自己負担額（1-2）	22 円	

□ 送迎加算

（片道につき）

1.サービス利用料金	1,992 円	利用者の心身の状態、家族等の事情等から送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して送迎を行う場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,593 円	
3.自己負担額（1-2）	399 円	

（※送迎の最短時間を考慮して高速道路や有料道路などの料金が発生する地域には、別途料金をいただきます。）

□ 療養食加算

（1回あたり）

1.サービス利用料金	86 円	利用者の病状等に応じて、主治医の医師より疾患治療の直接手段として療養食が提供された場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	68 円	
3.自己負担額（1-2）	18 円	

□ 長期利用者提供減算

（1日あたり）

1.サービス利用料金	△324 円	連続して30日を超えてショートステイを利用する場合に生じる減算。
2.保険から給付される金額	△259 円	
3.自己負担額（1-2）	△65 円	

□ 介護職員等処遇改善加算 I

1. サービス利用料金	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	3つあった処遇改善加算を一本化するために創設された加算。
2. 自己負担額	個人の利用単位数の14%の2割	

(1ヶ月ご利用の所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定)

○ 連続 61 日以上短期入所生活介護を行った場合

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	7,256 円	8,014 円	8,826 円	9,595 円	10,342 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,804 円	6,411 円	7,060 円	7,676 円	8,273 円
3. サービス利用料に係る自己負担額 (1-2)	1,452 円	1,603 円	1,766 円	1,919 円	2,069 円

【短期入所生活介護利用料金】（1日あたり）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護に応じたサービス利用料金から介護保険給付を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービス利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

○ 基本サービス費

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 7,624円	要介護2 8,360円	要介護3 9,173円	要介護4 9,941円	要介護5 10,689円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,336円	5,852円	6,421円	6,958円	7,482円
3. サービス利用料に係る自己負担額（1-2）	2,288円	2,508円	2,752円	2,983円	3,207円

【食費に係る負担額】

段階	朝食	昼食	夕食	1日食費
第1,第2,第3段階	295円	575円	575円	1,445円
第4段階	380円	780円	720円	1,880円

上記金額は1食あたりの料金です。ただし食費について介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日あたりの上限料金となります。

利用者負担段階	食費
第3段階②	1,300円
第3段階①	1,000円
第2段階	600円
第1段階	300円

【居住費に係る負担額（1日あたり）】

第4段階	2,066円
第3段階②	1,370円
第3段階①	1,370円
第2段階	880円
第1段階	880円

- ご家族様が希望された場合下記のお食事代を頂きます。
（朝食 380円・昼食 780円・夕食 720円）
- ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合は、契約が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額を変更します。

□ 生活相談員配置等加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	140 円	生活相談員を1名以上配置し、地域に貢献する活動を行っている場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	98 円	
3.自己負担額 (1-2)	42 円	

□ 機能訓練体制加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	129 円	常勤の理学療法士等を1名以上配置し、常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	90 円	
3.自己負担額 (1-2)	39 円	

□ 個別機能訓練加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	606 円	常勤の理学療法士等を1名以上配置し、個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を提供している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	424 円	
3.自己負担額 (1-2)	182 円	

□ 医療連携強化加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	628 円	看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定しており、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っている場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	439 円	
3.自己負担額 (1-2)	189 円	

□ 緊急短期入所受入加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	974 円	計画的に行う事になっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	681 円	
3.自己負担額 (1-2)	293 円	

□ 若年性認知症受入加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	1,299 円	若年性認知症利用者に対して個別に担当者を決め、短期生活介護を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	909 円	
3.自己負担額 (1-2)	390 円	

□ 認知症緊急対応加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	2,166 円	緊急に短期入所生活介護が必要であると医師が判断し、利用した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,516 円	
3.自己負担額 (1-2)	650 円	

□ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日あたり）

1.サービス利用料金	32 円	介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であり、専門的な認知症ケアを実施している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	22 円	
3.自己負担額（1-2）	10 円	

□ 認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日あたり）

1.サービス利用料金	43 円	認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件に加え、認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	30 円	
3.自己負担額（1-2）	13 円	

□ 夜勤職員配置加算（Ⅱ）（1日あたり）

1.サービス利用料金	194 円	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1名以上上回って配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	135 円	
3.自己負担額（1-2）	59 円	

□ 夜勤職員配置加算（Ⅳ）（1日あたり）

1.サービス利用料金	216 円	夜勤を行う介護職員又は看護職員で喀痰吸引が行える者を1名以上配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	151 円	
3.自己負担額（1-2）	65 円	

□ 看護体制加算（Ⅰ）（1日あたり）

1.サービス利用料金	43 円	常勤の看護師を1名以上配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	30 円	
3.自己負担額（1-2）	13 円	

□ 看護体制加算（Ⅱ）（1日あたり）

1.サービス利用料金	86 円	当該施設の看護職員より、24時間の連絡体制を確保している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	60 円	
3.自己負担額（1-2）	26 円	

□ 看護体制加算（Ⅲ 1）（1日あたり）

1.サービス利用料金	129 円	看護体制加算（Ⅰ）の要件を満たしており、かつ当該施設の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者が占める割合が100分の70以上である場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	90 円	
3.自己負担額（1-2）	39 円	

□ 看護体制加算 (IV 1)

(1日あたり)

1.サービス利用料金	249 円	看護体制加算 (II) の要件を満たしており、かつ当該施設の利用者の総数のうち、要介護 3 以上の利用者が占める割合が 100 分の 70 以上である場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	174 円	
3.自己負担額 (1-2)	75 円	

□ サービス提供体制加算 (I)

(1日あたり)

1.サービス利用料金	238 円	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が 80%以上、又は勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上の場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	166 円	
3.自己負担額 (1-2)	72 円	

□ 生産性向上推進体制加算 1 (1月あたり)

1.サービス利用料金	1,083 円	2 の要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、算定要件を満たす場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	758 円	
3.自己負担額 (1-2)	325 円	

□ 生産性向上推進体制加算 2 (1月あたり)

1.サービス利用料金	108 円	見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入しており、その他算定要件を満たした場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	75 円	
3.自己負担額 (1-2)	33 円	

□ 送迎加算

(片道につき)

1.サービス利用料金	1,992 円	利用者の心身の状態、家族等の事情等から送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して送迎を行う場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,394 円	
3.自己負担額 (1-2)	598 円	

(※送迎の最短時間を考慮して高速道路や有料道路などの料金が発生する地域には、別途料金をいただきます。)

□ 療養食加算

(1回あたり)

1.サービス利用料金	86 円	利用者の病状等に応じて、主治医の医師より疾患治療の直接手段として療養食が提供された場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	60 円	
3.自己負担額 (1-2)	26 円	

□ 長期利用者提供減算

(1日あたり)

1.サービス利用料金	△324 円	連続して 30 日を超えてショートステイを利用する場合に生じる減算。
2.保険から給付される金額	△226 円	
3.自己負担額 (1-2)	△98 円	

□ 介護職員等処遇改善加算 I

1. サービス利用料金	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	3つあった処遇改善加算を一本化するために創設された加算。
2. 自己負担額	個人の利用単位数の14%の1～3割	

(1ヶ月ご利用の所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定)

○ 連続 61 日以上短期入所生活介護を行った場合

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	7,256 円	8,014 円	8,826 円	9,595 円	10,342 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,079 円	5,609 円	6,178 円	6,716 円	7,239 円
3. サービス利用料に係る自己負担額 (1-2)	2,177 円	2,405 円	2,648 円	2,879 円	3,103 円

サービス利用料金（介護保険負担割合証 1割）

【介護予防短期入所生活介護利用料金】（1日あたり）

下記の料金表によって、ご利用者の要支援に応じたサービス利用料金から介護予防給付を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービス利用料金は、ご利用者の要支援度に応じて異なります。）

○基本サービス費

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要支援1 5,729円	要支援2 7,104円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,156円	6,393円
3. サービス利用料に係る自己負担額（1-2）	573円	711円

【食費に係る負担額】

段階	朝食	昼食	夕食	1日食費
第1,第2,第3段階	295円	575円	575円	1,445円
第4段階	380円	780円	720円	1,880円

上記金額は1食あたりの料金です。ただし食費について介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日あたりの上限料金となります。

利用者負担段階	食費
第3段階②	1,300円
第3段階①	1,000円
第2段階	600円
第1段階	300円

【居住費に係る負担額（1日あたり）】

第4段階	2,066円
第3段階②	1,370円
第3段階①	1,370円
第2段階	880円
第1段階	880円

- ご家族様が希望された場合下記のお食事代を頂きます。
（朝食 380円・昼食 780円・夕食 720円）
- ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護度の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合は、契約が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額を変更します。

□ 生活相談員配置等加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	140 円	生活相談員を1名以上配置し、地域に貢献する活動を行っている場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	126 円	
3.自己負担額 (1-2)	14 円	

□ 機能訓練体制加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	129 円	常勤の理学療法士等を1名以上配置し、常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	116 円	
3.自己負担額 (1-2)	13 円	

□ 個別機能訓練加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	606 円	常勤の理学療法士等を1名以上配置し、個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を提供している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	545 円	
3.自己負担額 (1-2)	61 円	

□ 若年性認知症受入加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	1,299 円	若年性認知症利用者に対して個別に担当者を決め、短期生活介護を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,169 円	
3.自己負担額 (1-2)	130 円	

□ 認知症緊急対応加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	2,166 円	緊急に短期入所生活介護が必要であると医師が判断し、利用した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,949 円	
3.自己負担額 (1-2)	217 円	

□ 認知症専門ケア加算 (I) (1日あたり)

1.サービス利用料金	32 円	介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であり、専門的な認知症ケアを実施している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	28 円	
3.自己負担額 (1-2)	4 円	

□ 認知症専門ケア加算 (II) (1日あたり)

1.サービス利用料金	43 円	認知症専門ケア加算 (I) の要件に加え、認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	38 円	
3.自己負担額 (1-2)	5 円	

□ サービス提供体制加算（Ⅰ） （1日あたり）

1.サービス利用料金	238 円	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が 80%以上、又は勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上の場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	214 円	
3.自己負担額（1-2）	24 円	

□ 生産性向上推進体制加算 1（1月あたり）

1.サービス利用料金	1,083 円	2 の要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、算定要件を満たす場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	974 円	
3.自己負担額（1-2）	109 円	

□ 生産性向上推進体制加算 2（1月あたり）

1.サービス利用料金	108 円	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入しており、その他算定要件を満たした場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	97 円	
3.自己負担額（1-2）	11 円	

□ 送迎加算 （片道につき）

1.サービス利用料金	1,992 円	利用者の心身の状態、家族等の事情等から送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して送迎を行う場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,792 円	
3.自己負担額（1-2）	200 円	

（※送迎の最短時間を考慮して高速道路や有料道路などの料金が発生する地域には、別途料金をいただきます。）

□ 療養食加算 （1回あたり）

1.サービス利用料金	86 円	利用者の病状等に応じて、主治医の医師より疾患治療の直接手段として療養食が提供された場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	77 円	
3.自己負担額（1-2）	9 円	

□ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ

1.サービス利用料金	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	3つあった処遇改善加算を一本化するために創設された加算。
2.自己負担額	個人の利用単位数の14%の1割	

（1ヶ月ご利用の所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定）

【介護予防短期入所生活介護利用料金】（1日あたり）

下記の料金表によって、ご利用者の要支援に応じたサービス利用料金から介護予防給付を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービス利用料金は、ご利用者の要支援度に応じて異なります。）

○基本サービス費

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要支援1 5,729円	要支援2 7,104円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,583円	5,683円
3. サービス利用料に係る自己負担額（1-2）	1,146円	1,421円

【食費に係る負担額】

段階	朝食	昼食	夕食	1日食費
第1,第2,第3段階	295円	575円	575円	1,445円
第4段階	380円	780円	720円	1,880円

上記金額は1食あたりの料金です。ただし食費について介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日あたりの上限料金となります。

利用者負担段階	食費
第3段階②	1,300円
第3段階①	1,000円
第2段階	600円
第1段階	300円

【居住費に係る負担額（1日あたり）】

第4段階	2,066円
第3段階②	1,370円
第3段階①	1,370円
第2段階	880円
第1段階	880円

- ご家族様が希望された場合下記のお食事代を頂きます。
（朝食 380円・昼食 780円・夕食 720円）
- ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護度の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合は、契約が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額を変更します。

□ 生活相談員配置等加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	140 円	生活相談員を1名以上配置し、地域に貢献する活動を行っている場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	112 円	
3.自己負担額 (1-2)	28 円	

□ 機能訓練体制加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	129 円	常勤の理学療法士等を1名以上配置し、常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	103 円	
3.自己負担額 (1-2)	26 円	

□ 個別機能訓練加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	606 円	常勤の理学療法士等を1名以上配置し、個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を提供している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	484 円	
3.自己負担額 (1-2)	122 円	

□ 若年性認知症受入加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	1,299 円	若年性認知症利用者に対して個別に担当者を決め、短期生活介護を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,039 円	
3.自己負担額 (1-2)	260 円	

□ 認知症緊急対応加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	2,166 円	緊急に短期入所生活介護が必要であると医師が判断し、利用した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,732 円	
3.自己負担額 (1-2)	434 円	

□ 認知症専門ケア加算 (I) (1日あたり)

1.サービス利用料金	32 円	介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であり、専門的な認知症ケアを実施している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	25 円	
3.自己負担額 (1-2)	7 円	

□ 認知症専門ケア加算 (II) (1日あたり)

1.サービス利用料金	43 円	認知症専門ケア加算 (I) の要件に加え、認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	34 円	
3.自己負担額 (1-2)	9 円	

□ サービス提供体制加算（I） (1日あたり)

1.サービス利用料金	238 円	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が 80%以上、又は勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上の場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	190 円	
3.自己負担額（1-2）	48 円	

□ 生産性向上推進体制加算 1（1月あたり）

1.サービス利用料金	1,083 円	2 の要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、算定要件を満たす場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	866 円	
3.自己負担額（1-2）	217 円	

□ 生産性向上推進体制加算 2（1月あたり）

1.サービス利用料金	108 円	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入しており、その他算定要件を満たした場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	86 円	
3.自己負担額（1-2）	22 円	

□ 送迎加算 (片道につき)

1.サービス利用料金	1,992 円	利用者の心身の状態、家族等の事情等から送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して送迎を行う場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,593 円	
3.自己負担額（1-2）	399 円	

(※送迎の最短時間を考慮して高速道路や有料道路などの料金が発生する地域には、別途料金をいただきます。)

□ 療養食加算 (1回あたり)

1.サービス利用料金	86 円	利用者の病状等に応じて、主治医の医師より疾患治療の直接手段として療養食が提供された場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	68 円	
3.自己負担額（1-2）	18 円	

□ 介護職員等処遇改善加算 I

1.サービス利用料金	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	3つあった処遇改善加算を一本化するために創設された加算。
2.自己負担額	個人の利用単位数の 14%の 2割	

(1ヶ月ご利用の所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定)

【介護予防短期入所生活介護利用料金】（1日あたり）

下記の料金表によって、ご利用者の要支援に応じたサービス利用料金から介護予防給付を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービス利用料金は、ご利用者の要支援度に応じて異なります。）

○基本サービス費

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要支援1 5,729円	要支援2 7,104円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,010円	4,972円
3. サービス利用料に係る自己負担額（1-2）	1,719円	2,132円

【食費に係る負担額】

段階	朝食	昼食	夕食	1日食費
第1,第2,第3段階	295円	575円	575円	1,445円
第4段階	380円	780円	720円	1,880円

上記金額は1食あたりの料金です。ただし食費について介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日あたりの上限料金となります。

利用者負担段階	食費
第3段階②	1,300円
第3段階①	1,000円
第2段階	600円
第1段階	300円

【居住費に係る負担額（1日あたり）】

第4段階	2,066円
第3段階②	1,370円
第3段階①	1,370円
第2段階	880円
第1段階	880円

- ご家族様が希望された場合下記のお食事代を頂きます。
（朝食 380円・昼食 780円・夕食 720円）
- ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護度の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合は、契約が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額を変更します。

□ 生活相談員配置等加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	140 円	生活相談員を1名以上配置し、地域に貢献する活動を行っている場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	98 円	
3.自己負担額 (1-2)	42 円	

□ 機能訓練体制加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	129 円	常勤の理学療法士等を1名以上配置し、常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	90 円	
3.自己負担額 (1-2)	39 円	

□ 個別機能訓練加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	606 円	常勤の理学療法士等を1名以上配置し、個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を提供している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	424 円	
3.自己負担額 (1-2)	182 円	

□ 若年性認知症受入加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	1,299 円	若年性認知症利用者に対して個別に担当者を決め、短期生活介護を行った場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	909 円	
3.自己負担額 (1-2)	390 円	

□ 認知症緊急対応加算 (1日あたり)

1.サービス利用料金	2,166 円	緊急に短期入所生活介護が必要であると医師が判断し、利用した場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,516 円	
3.自己負担額 (1-2)	650 円	

□ 認知症専門ケア加算 (I) (1日あたり)

1.サービス利用料金	32 円	介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であり、専門的な認知症ケアを実施している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	22 円	
3.自己負担額 (1-2)	10 円	

□ 認知症専門ケア加算 (II) (1日あたり)

1.サービス利用料金	43 円	認知症専門ケア加算 (I) の要件に加え、認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施している場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	30 円	
3.自己負担額 (1-2)	13 円	

□ サービス提供体制加算（I）

（1日あたり）

1.サービス利用料金	238 円	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が 80%以上、又は勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上の場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	166 円	
3.自己負担額（1-2）	72 円	

□ 生産性向上推進体制加算 1（1月あたり）

1.サービス利用料金	1,083 円	2 の要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、算定要件を満たす場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	758 円	
3.自己負担額（1-2）	325 円	

□ 生産性向上推進体制加算 2（1月あたり）

1.サービス利用料金	108 円	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入しており、その他算定要件を満たした場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	75 円	
3.自己負担額（1-2）	33 円	

□ 送迎加算

（片道につき）

1.サービス利用料金	1,992 円	利用者の心身の状態、家族等の事情等から送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して送迎を行う場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	1,394 円	
3.自己負担額（1-2）	598 円	

（※送迎の最短時間を考慮して高速道路や有料道路などの料金が発生する地域には、別途料金をいただきます。）

□ 療養食加算

（1回あたり）

1.サービス利用料金	86 円	利用者の病状等に応じて、主治医の医師より疾患治療の直接手段として療養食が提供された場合に生じる加算。
2.保険から給付される金額	60 円	
3.自己負担額（1-2）	26 円	

□ 介護職員等処遇改善加算 I

1.サービス利用料金	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	3 つあった処遇改善加算を一本化するために創設された加算。
2.自己負担額	個人の利用単位数の 14%の 1～3 割	

（1 ヶ月ご利用の所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定）

介護保険の給付対象とならないサービス

(契約書第 5 条参照)

以下のサービスは、利用料の全額がご利用者の負担となります。

- ※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する理由について、変更を行う 1 ヶ月前までにご説明します。

1. 居住費	2. 食事代
3. 理美容代	4. 複写物の交付
5. 日常生活上必要となる諸費用の実費	6. 通常の事業実施区域外への送迎

利用料金の支払い方法

(契約書第 8 条参照)

前記の料金・費用は、1 ヶ月ごと（月末締め）に計算し、翌月 15 日頃に請求書を送付します。

口座振替によるお支払いの方は、サービス利用月の翌月 28 日に、ご指定いただきました銀行、郵便局、信用金庫、農協等の口座から引き落としさせていただきます。その場合、りそなネットサービスの契約を行って頂くために初期費用 66 円(口座確認料他)と引落 1 回につき、引き落とし手数料 143 円のご負担をお願い致します。

※引き落としが出来なかった場合には、銀行振込又は当施設までご持参頂くこととなります。尚、銀行振込の場合は手数料をご負担して頂きます。

銀行振込、現金による窓口でのお支払いの方は、サービス利用月の翌月 25 日までに、当施設の指定口座へのお振込み、または窓口でのお支払いをお願いします。(窓口の営業時間は 9:00~17:00 となっております。)

ご利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。サービス利用の際に前もって担当者に既往症や現症または希望医療機関などお知らせ下さい。)

① 協力病院

医療機関の名称	医療法人社団幸泉会 高田上谷病院
所在地	西宮市山口町上山口 4 丁目 26 - 14

② 協力病院

医療機関の名称	医療法人社団六心会 恒生病院
所在地	神戸市北区道場町日下部 1788 番地

③ 協力病院

医療機関の名称	一般財団法人仁明会 仁明会病院
所在地	西宮市甲山町 53 番地 20

④ 協力病院

医療機関の名称	医療法人社団甲北会 甲北病院
所在地	神戸市北区有野中町 1 丁目 18 番 36 号

⑤ 協力歯科病院

医療機関の名称	広川歯科医院
所在地	西宮市門戸荘 17-50 ハイッ宝隆 2階

7. サービス提供における施設の義務（契約書第 11 条参照）

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1) ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- (2) ご利用者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師または看護師と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- (3) 非常災害対策に備えて、消防計画・風水害・地震等に対処する計画を作成し、年 2 回定期的に避難・救出・その他必要な訓練を行います。
- (4) ご利用者にご提供したサービスについて記録を作成し、その完結の日から 2 年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。

- (5) ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、ご利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

- (6) 施設及び職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。

ただし、ご利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、ご利用者の同意を得て行います。

8. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設にご利用されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

刃物・危険物・その他施設が持ち込みを認めないもの。

（例：タンス・鏡台などの家具類など）

(2) 持込み許可の品物

個人が使用する化粧品、乳液等のスキンケア用品、ハンガー、洗面用具等の日用品の持ち込みは許可致します。但し、誤飲の恐れのあるご利用者ご注意ください。

尚、指輪・メガネなどの装飾品や義歯・補聴器などの貴重品及び医療品は自己管理をお願いします。但し、自己管理が難しい場合はご家族の保管をお願い致します。

（※破損、紛失など当施設は一切の責任を負いませんのでご了承ください。）

(3) 面会

来訪者は、必ずその都度、事務室窓口の面会カードに必要事項をご記入下さい。

なお、来訪される場合、生ものの持ち込みはご遠慮下さい。

(※生ものを食べたことによる事故に対して当施設は一切の責任を負いませんのでご了承ください。)

面会時間は原則として8時30分から21時となっております。

(4) 外出

- ・外出をされる場合は、前日までにお申し出下さい。
- ・葬儀への参加など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。

(5) 食事

食事が不要な場合は、前日の正午までに申し出下さい。前日の正午までに申し出があった場合には、10 ページ（サービス利用料金表記載参照）に定める「食事に係る負担額」は徴収いたしません。

(6) 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用スペースをその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していたるか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。
- ・施設内で他のご入居者、ご家族、施設職員、その関係者に暴言、暴力等の行為を行った場合は、ご利用を禁止させていただきます。

(7) 禁煙（契約書第14条参照）

施設内では全面的に禁煙になっております。

(8) 禁酒（契約書第14条参照）

施設内では原則禁酒になっております。

(9) 洗濯物

下着、パジャマ、ガウン、普段着等の衣類には、必ず油性マジックで名前をお書きください。名前の無い衣類については、記入させていただく場合があります。

(10) 服用されるお薬類

ご利用日数分をお持ち下さい。お薬が足らなくなった時はご家族でご準備ください。

(11) 体調不良時の対応

- ・ご自宅までお送り致します。
- ・ご家族へ連絡し迎えに来て頂きます。
- ・ご家族の要望にもとづいて受診致します。
- ・ご家族の要望にもとづいて居室にて様子観察を行います。

9. その他の施設ご利用に際して

当施設は、万全の体制を持ってサービス提供させていただきます。しかしながら、予期せぬ不測の事態が起こる可能性は否めません。この点をご理解をお願いいたします。もちろん、そのような事態が起きましても出来る限りの対応はさせていただきます。

10. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の7日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約はさらに6ヶ月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 18 条参照)

(1) ご利用者からの退居の申し出 (中途解約・契約解除) (契約書第 19・20 条参照)

契約の期間中であっても、ご利用から当施設へ退居を申し出ることができます。

その場合には、退居の希望する 7 日前に解約届出書をご提出ください。

<input type="checkbox"/> 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
<input type="checkbox"/> ご利用者が死亡した場合
<input type="checkbox"/> 事業所が解散した場合、またはやむを得ない事由により、当施設を閉鎖した場合
<input type="checkbox"/> 施設の過失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
<input type="checkbox"/> ご利用者からの退居の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照ください)
<input type="checkbox"/> 事業者からの退居の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照ください)

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

(2) 事業者の申し出により退居していただく場合 (解雇解除) (契約書第 21 条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただきます。

<input type="checkbox"/> 介護保険給付対象外サービスの利用料金に同意できない場合
<input type="checkbox"/> ご利用者が入院された場合
<input type="checkbox"/> ご利用者に係る「居宅サービス計画 (ケアプラン)」もしくは、「介護予防サービス計画 (ケアプラン)」が変更された場合
<input type="checkbox"/> 事業者もしくはサービス従事者が正しく本契約に定めるサービスを実施しない場合
<input type="checkbox"/> 事業者もしくはサービス従事者が、守秘義務に違反した場合
<input type="checkbox"/> 事業者もしくはサービス従事者が、故意または過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情を認められる場合
<input type="checkbox"/> 他のご利用者が、ご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらなかった場合

11. 利用の中止、変更、追加 (契約書 9 条参照)

<input type="checkbox"/> ご利用者が、契約締結時のその心身状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げずまたは不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
<input type="checkbox"/> ご利用者による、サービス利用料金の支払いが 2 ヶ月延滞し、尚、更に催告にもかかわらず、これが支払われない場合
<input type="checkbox"/> ご利用者が、故意または、重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・精神・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
<input type="checkbox"/> ご利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

・利用予定日の前に、ご利用者のご都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。 この

場合には、実施前日の正午までに事業者申し出てください。

- ・利用予定日の前日の正午までに申し出がなく、その後、利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。但しご利用者の急遽の体調不良等正当な理由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日の正午までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日の正午までに申し出がなかった場合	居住費・食費

- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。
- ・ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

12. 事故発生時の対応

1. 施設は、ご利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者である市町村、契約者の御家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
2. 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。
3. 施設は、介護サービスの提供により、施設の責任による事故により生じた損害については、賠償する責任を速やかに行います。
4. 前項にかかわらず、ご利用者の立ち上がりや歩行による転倒等、日常的に行う動作等の事故により損害が発生した場合、又、利用者の急激な体調の変化、事業者の実施するサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合など、利用者の故意又は過失に起因する事故、あるいは施設の責めに帰すべき事由のない事故に起因する損害については、施設は責任を負いません。
5. 当施設は、損害保険に加入しております。その内容については、お問い合わせいただければ提示致します。

13. 苦情の受付について（契約書第 25 条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情や相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情相談窓口
苦情解決責任者 施設長 北嶋 勇志
苦情受付担当者 副施設長、事務長及び生活相談員・介護支援専門員（施設内に掲示）
受付電話番号 TEL 078 - 907 - 1165
- 受付時間 毎日（随時）
また、苦情・相談受付ボックスを 1 階事務室カウンターに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

西宮市役所	所在地 西宮市六湛寺町 10 番 3 号
	T E L 0798 - 35 - 3082
	受付 健康福祉局 福祉総括室 法人指導課
兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番地 1 - 1801 号センタープラザ
	T E L 078 - 332 - 5617
	受付 苦情相談係

○その他の利用費

項 目	内 容	利用料金
1. 理美容	提携している業者が行う理容・美容サービスです。	業者が設定する額
2. 複写物の交付	複写に必要な費用です。	10 円/枚
3. 日常生活上必要となる諸費用の実費	日常生活品の購入代金等の利用者の日常生活に要する費用で利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。(おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません)	
<p>経済状況の著しい変化その他やむを得ない事情がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前又は事後に変更の内容と変更する事由について、ご説明致します。</p>		

指定居宅サービス中の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム
セントポーリア愛の郷
ショートステイ

説明者	職 名	生活相談員	
	氏 名		印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者	住 所		
	氏 名		印
	電話番号 ()	—	

署名代理人	住 所		
	氏 名		印
	利用者との続柄		

身元引受人	住 所		
	氏 名		印
	電話番号 ()	—	
	利用者との続柄		